



これから出産を迎える方、産休・育休中の方へ

産後 8 週以降に保育所への在園継続を希望する場合は手続きが必要です。

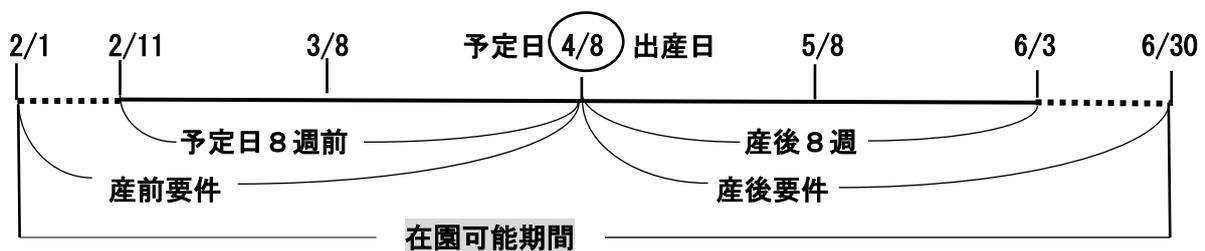
産後 8 週が経過する月の 15 日までに市子ども課へ下記の書類をご提出ください。

提出書類の様式は各園にあります。

※手続きをしない場合は、産後 8 週が経過した月の末日で退所となります。

例) 6 月 3 日で産後 8 週が経過する場合、入所継続できるのは 6 月末までです。

→ 7 月以降も在園継続を希望する場合、6 月 15 日までに手続きをする必要があります。



【育児休暇を取得する場合（産後 1 年未満）】

提出書類	内容等
就労証明書 (育児休暇期間を明記)	産後休暇後、育児休暇を取得することとその期間を確認します。
支給認定変更申請書兼届出書	育児休暇期間中は「保育短時間認定」となりますので、変更手続きのためご提出いただきます。※裏面参照 ●標準時間に戻す時（復職する際）も同様の手続きが必要です。手続きをしないと短時間認定のままになります。

【求職活動する場合】

提出書類	内容等
求職活動申立書	求職活動することを確認します。 なお、産後 8 週経過後 <u>3 か月以内</u> に就労決定する必要があります。決定後は就労主証明書をご提出ください。

※産後 8 週経過後、復職や求職活動の予定が無い場合、または産後 1 年以上育児休暇を取得する場合は退園となります。「支給認定変更申請書兼届出書」の[退園]の欄にチェックを付けて市子ども課へご提出ください。

※生まれたお子様の入所を希望する場合は、別途申請が必要となります。

入所希望月の前月 15 日（休日の場合はその直前の平日）が締め切りです。

2・3 月と翌年度 4 月入所のみ期限が異なるため、市子ども課へお問合せください。

子ども課次世代育成係 ☎ 0193-22-5121

